

政令第三百六十三号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める

政令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年五月三十一日とする。